

中央労福協ニュース No.114

NEWSLETTER

労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生

2016年 年頭あいさつ



新年明けましておめでとうございます。

いま日本は、貧困や格差が拡大し、社会の持続性が問われています。雇用の劣化は加速する一方で、中間層もやせ細り、若者・壮年・高齢者に到るまで、現在や将来の生活に不安を抱えています。とりわけ、次の時代を担う若者の多くが

奨学金を借りざるを得ず、社会人としての出発点から数百万円の借金を背負って苦しんでいる事態をこのまま放置するわけにはいきません。社会全体で若者を支えていくため、給付型奨学金制度の導入・拡充や柔軟な返済制度への改善、教育費負担の軽減の実現に向けて、広範な世論のうねりをつくっていくことが必要です。各職場・地域において現在展開している署名活動に対して、より一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

昨年4月に施行された生活困窮者自立支援制度

日本労働組合総連合会
事務局長 逢見 直人

新年あけましておめでとうございます。

連合は昨年8月、「労働組合および連合に関する世論調査」を行いました。2002年以来の調査になるのですが、「労働組合に対する好感度」は61%であったものが56%、「労働組合の必要性」では83%であったのが78%と、若干の落ち込みが見られました。労働組合に好感が持てない理由は、「仕組みや活動がよくわからない」「機能していない」といった理解不足によるものであることも明らかになり、労働組合を多くの人们にもっと知つてもらう活動が必要であることがわかりました。

こうした調査結果も踏まえ、連合は2016～2017年度運動方針で、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた総掛かりの運動として、①開かれた取り組みによる底上げ・底支えの実現に取り組む、②働かせる側の論理で生活時間を奪い雇用の質を劣化させてきた流れを反転させる運動を構築する、③よい社会をつくるため、志を同じくする組織・人と連携し、自らが行動する、④人口減少・超少子高齢社会を長期的に展望し、労働運動が取り組むべき課題について検討する、の4点

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 花井 圭子
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F
TEL 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



については、地域づくりとも連動させつつ、支援の内

実をつくりあげていくことが、これから課題となっています。働きがいのある人間らしい仕事ができる職場に変えていくことや、より包摂的な社会へと地域を変えていくという位置づけのもと、私たちも積極的に関わりながら、みんなで地域に根付いた制度へと育てていくことが必要です。また、地域におけるライフサポート活動をさらに深化させ、様々な団体とのネットワークを広げ、働く人、地域の人たちの拠り所としての機能を強化していきましょう。

中央労福協は、持続可能な社会をめざし、再分配機能の強化や社会的セーフティネットの充実など「公助」機能の強化を求める運動とあわせて、自ら「共助」機能の発揮を強める運動を、車の両輪として進めてまいります。これまでの労福協運動の原点をしっかりと継承・発展させ、労働組合と労働者自主福祉団体、協同組合との連携を強固なものにし、職場に、地域に、共助の輪を広げていくことが求められています。

「連帶・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向けて、ともに前進しましょう！

を決定しました。そのための運動のパワーアップとして、①組織力を強化する、②内外における「発進力」を強化する、③「政策立案力」を高める、④「政策実現力」を高めるという点も併せて確認しています。

今年は、これらの課題を具体的に実行していく一年となります。目前の課題は2016春季生活闘争です。2014、2015と続いたベアを含む賃上げの流れを継続させ、日本経済をデフレから脱却させる重要な闘いです。特に力を入れているのが「底上げ・底支え」と「格差是正」であり、12月からは、「クラシノソコアゲ応援団！2016RENGOキャンペーン」もスタートしました。雇用形態に関わらず、すべての人が夢と誇りを持って働く職場を作ること、すべての人が安心して暮らせる包摂的社会を作ることが、今、求められています。まさに労働組合の出番です。中央労福協の皆さんとも協力して「暮らしの底上げ」の運動を展開していきたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。



年頭あいさつ



一般社団法人
全国労働金庫協会
理事長 中江 公人

新年明けましておめでと
うございます。

旧年中は労働金庫に対し
まして、ひとかたならぬご
高配をたまわり、厚く御礼
申しあげます。

労金は、2014年9月に今後10年を見据えた労金
業態のめざす姿をビジョンにまとめました。そ
のなかで、労金創立の原点に立ち返り、会員との
連携を一層強固なものとし、さらなる「ろうき
んらしさ」を今日的な視点で追求していくこと
としています。

勤労者をとりまく環境が大きく変化する中、
勤労者の生活設計に応じた最適な資産計画の提
案や、それぞれのライフステージにおけるあら
ゆる資金ニーズに良質な商品・サービスを提供
することを通じて、会員との連携を一層強化し、
会員組合員との取引深耕に取り組んでまいりま
す。

また、全労済や生協など非営利・協同セクターとの連携を進め、それぞれの組合員・利用者の労金利用を通じて生涯生活を応援するなど、協同組合間協同を進めていく考えです。

私たちは、離島を含め約640の店舗を持つ業態の
全国ネットワークをフルに活かしながら、ど
んな時にも働くすべての人のいちばんそばにいて、
その生活を守り応援する、「最も身近で信
頼される金融機関」をめざしてまいります。

本年も引き続き皆様方のご支援・ご協力を賜
りますようお願いするとともに、皆様方の益々の
ご健勝とご発展をお祈り申し上げて、新年の
ご挨拶とさせていただきます。



ひきつづき、十を極める。
—「深化」から「進化」へ—

全労済
代表理事 理事長
中世古 廣司

謹んで初春のお慶びを申し
上げます。

昨年は、新中期経営政策
『Z e t w o r k - 6 0』
(以下、『Z - 6 0』) の初
年度から二年目となる2015年度に移行した年
でした。具体的には、『全労済の住まいる共済』
の提供、「組織改革プラン」の確立、「Z - 6 0
推進・進捗管理システム」の導入など、それぞれ
着実に成果を導くことができました。

明けて本年は、2月に予定しているマイカ一共
済の制度改定を含めた事業構造改革、8月の総会
において確立する「組織改革実行プログラム」を
核とした組織改革、各種制度の抜本的な見直しや
前述の「Z - 6 0 推進・進捗管理システム」の浸
透による意識改革など、それらの政策の「『深
化』を追求する年(2015年度)」から、
「『進化』を加速する年(2016年度)」に継
承・発展させていきたいと考えます。より一層の
ご指導・ご支援をお願い申し上げます。

さて、昨年の年頭所感は、一昨年の「一を止め
る」を踏まえた上で、「十を極める」としました。
『Z - 6 0』の「深化」と「進化」をめざす本年
もまた、その決意を貫くために「ひきつづき、十
を極める。」と定めたいと思います。
むすびに、皆様方のますますのご健勝とご多幸を
心より祈念申し上げます。



新年のご挨拶

日本生活協同組合連合会
代表理事長 浅田 克己

新年あけましておめでとうございます。

中央労福協はじめ加盟団体・事業団体の皆様におかれましては、生協の事業・活動へのご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年4月に消費税が5%から8%に増税されたことをはじめ、社会保障費の増加、円安による物価の上昇などにより消費者のくらしは大変厳しい状況が続いています。今後、社会保障予算の削減や弱者への支援が後退し、経済的な格差が広がらないよう、政府の政策をしっかりと点検し、必要な政策を発信していくことが必要となっています。また、昨年9月には安全保障法制が決定され、10月には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意がされたことなどを受け、組合員から今後のくらしへの不安の声も出されています。全国の生協はこうした現実にしっかりと向き合い、組合員・消費者のくらしを守り、向上させていくため事業と活動を引き続き強めてまいります。

東日本大震災から5年が経とうとしています。また、昨年は、9月の東北・北関東の豪雨災害をはじめ、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しました。こうした災害に対し、全国の生協は、労福協をはじめとした地域の諸団体と連携し、被災地、被災者に寄り添いながら、継続して支援に取り組んでまいります。

年頭所感

協同労働の協同組合法制定を実現し、市民連帯の力で新しい地域、新しい社会を創造しよう

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
理事長 永戸 祐三

戦後70年の昨年は、戦争と平和、自治と民主主義、基本的人権の有り様が問われる年となり、私たち日本労協連においても、自らの意志と覚悟が問われる年になりました。

成長なき人口減少社会、超少子高齢社会—社会の歴史的転換期の時代に、私たちは（1）生活困窮者支援制度を社会的焦点に、困難にある人と共に働き、仕事をおこし、地域を創る、（2）第一次産業の再生を展望した地域循環型産業への挑戦、（3）新原則に基づく社会連



この間、全国の生協では、見守り協定の締結や災害協定の締結をはじめ、地域の様々な団体とのネットワークづくりに取り組んでいます。特に地方自治体や社会福祉協議会などと結んだ「地域見守り協定」は全市区町村の45%を超える、さらに包括的な連携へと進化・発展する事例も生まれています。少子高齢化が進む社会では、単身世帯の増加に伴い高齢者の社会的孤立の防止、認知症への対応や子育てへの支援も大きなテーマとなっていました。

中央労福協におかれましては「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現に向けて、生活困窮者支援制度の拡充、奨学金問題、生活保護問題の改善など貧困や多重債務のない社会を目指す運動、地域における生活支援サポート事業の推進、労働運動、労働者自主福祉運動の連携強化などの共助拡大の取り組みを進められています。

生協も「助け合いの組織」として、地域社会を支え、地域コミュニティに参加する取り組みを積極的に強めていきたいと考えております。こうした地域における様々な活動についても、全国の労福協の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えます。

この1年が皆様にとって実り多い年になりますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



帶経営と社会連帯運動の推進、（4）協同労働の協同組合の法制化の推進、など決意を新たにしました。社会が破壊されようとしている今、私たちに問われていることは、市民の手、市民の主体的力による新しい地域、新しい社会創造ではないでしょうか。本年2月27、28日には「全国よい仕事研究交流集会2015」を開催し、生活と地域の必要に応える「よい仕事」とは何かを、研究者や実践者、専門家と共に深めてまいります。

皆様方には引き続き法制化運動へのお力添え、並びに労働者協同組合へのご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

年頭のご挨拶

全国労働者福祉会館協議会

会長 中塚宗浩



新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、全国労働者福祉会館協議会に対し、格別のご支援とご協力を頂き、心より厚くお礼申し上げます。

今、我が国は人口減少による少子高齢化が大きな課題となっていることは言うまでもありませんが、この

人口減少に対しての特効薬はありません。若い世代が子育てしにくい環境、すなわち、生涯賃金や住宅事情、出産育児など、今までに労福協が取り組みを進めている「生活底上げ福祉強化」の活動が重要となります。現在、全国会館協に集う仲間の会館もこのことに焦点をあて、公益事業の一環としての各種のセミナー・研修会・講演会の開催をし、家族や地域のサポートの弱さの一助となるよう事業を進めているところです。

「人学ばざれば智なし」

現在、全国会館協では、各ブロック会館協議会を軸とした情報の共有化に重点を置き、知恵を出し合い、連携強化に努めているところでございますが、これは個々の会館の「強みを学び」吸収することで種々の課題を克服しようとするものです。今後も全国会館協に集う各会館が「学び」を大切に労働福祉運動、会館運営に邁進する所存でございます。本年も引き続きご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方のますますのご健勝ご多幸と、さらなるご発展を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

株式会社ワークネット

代表取締役社長 逢見 直人



皆様方の幅広く力強い活動に敬意を表するとともに、(株)ワークネットに対する格別の御厚情に厚く御礼を申し上げます。

当社は、2000年に「連合」によって設立された職業紹介・人材派遣の会社として『一人でも多くの人が

再就職できるよう仕事を紹介する』との使命に基づき、今まで約300名の皆様の再就職を実現しております。

合せて、連合からの業務委託事業の就職支援についても定着しております。今後も無料職業紹介

年頭のご挨拶

全国住宅生活協同組合連合会

代表理事 理事長 中居 信明



新春のお喜びを申し上げるとともに、年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

近年は、地球規模での温暖化の影響でしょうか、年々異常気象が生活環境を変えてしまっています。そんな中、昨年は広島県の土石流被災地視察や東日本大震災から5回目の冬をえますが、原発事故のため復旧作業が遅れている福島県内町村の視察を行いました。実際に視察して見ますと自然の計り知れない大きな力を痛感します。被災された方々が一刻も早く元の生活に戻れることを心よりお祈り致しております。

さて、昨年内閣府が発表した“住生活に関する世論調査”では、「住宅を所有したい」と考える人が74.9%、その中で「新築」を考える人が73.0%との結果が出ており、まだまだ「家を建てたい」というニーズは多いと判断しています。

住宅生協は、現在では14団体という状況になりました。しかし、住宅生協そのものが、一定の役割を終えたとは考えておりません。私どもは、労働組合運動における労働者自主福祉運動の一役を担う福祉事業団体として、また、なくてはならない住宅生協として、これからも事業を展開しなければならない使命と責任があると考えております。

住宅生協連合会に加盟する各住宅生協は、消費税増税後、厳しい住宅販売状況に置かれております。しかし、今回の内閣府の世論調査結果を“希望の星”として、本年も組合員のニーズに応える住宅を提供するとともに、快適な住環境づくりに努めて参る所存です。当該する地方労福協や地方連合会の皆様方、また事業団体の皆様方のこれまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

等を積極的に実施し、「連合版ハローワーク」をめざして充実をはかってまいります。

さらに、もう一つの使命『派遣スタッフには、安心して働く職場と良質な労働条件を提供する』の上で、昨年改正された労働者派遣法の遵守はもちろんのこと、派遣先での雇用の推進など、雇用安定やキャリアアップに資する事業展開をめざしてまいります。

本年も、「連合」との連携によりワークネットだからこそ出来る、バックアップとフォロー。そこから生まれる大きな「安心」と「信頼」を大切に一層努力してまいります。

旧倍のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

新年のごあいさつ

日本再共済生活協同組合連合会
理事長 加藤 友康



謹んで新年のお祝いを申しあげます。

日本再共済連は「相互扶助（助け合い）・最大奉仕」の精神を原点とする「One for all, all for one」を経営理念に、共済団体のための再共済事業を専門におこなっている生活協同組合連合会です。日本で唯一の再共済専門団体として、共済協同組合の経営の安定を支えることを使命に事業運営をおこなっています。

2016年の日本再共済連は、私たちの活動の柱となる「中期経営政策」をあらたに策定し、スタートさせる年となります。

私たち共済協同組合を取り巻く環境は、少子高齢化などとともに組合員数・契約数の減少など厳しさを増すばかりです。

それら取り巻く環境やこれまでの成果をふまえ、今後も日本再共済連が「再共済センター」として、より多くの共済協同組合にとって必要な組織であり続けることをめざし、あらたな「中期経営政策」にもとづき、諸課題に取り組んでまいります。

本年も引き続き、皆さまからのご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、平和で健やかな1年となりますことを心より祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

協同の力で、いのち輝く社会をつくる

日本医療福祉生活協同組合連合会
会長理事 藤原高明



新年明けましておめでとうございます。

医療福祉生協は、安心してくらせるまちづくりをめざして、医療・介護の事業と健康づくりの活動をすすめています。

昨年の総会で「すこしお生活」（すこしの塩分でこやかな生活をめざす、医療福祉生協のとりくみの総称）を提唱しました。

塩分摂取を減らすことで、高血圧、脳卒中や要介護状態の発生を抑えるとりくみです。また、行政やマスコミ、学校などの後援も得て、「健康チャレンジ」企画を実施しています。昨年は全国でおよそ10万人が食事や喫煙、運動などの目標にチャレンジしました。引き続き“健康長寿”延伸に向けて、地域住民の健康づくりに貢献してまいります。

年頭のご挨拶

全国労働者信用基金協会連合会
会長 草嶋 安治



新年あけまして、おめでとうございます。

旧年中は、全国労信連の活動に格別のご支援、ご高配を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

昨年は春先、15年ぶりに日経平均株価が2万円の大台を回復する等、景気回復の兆しがみられたものの、夏場以降は海外経済の減速もあって、株価は再び、2万円を下回る値動きに戻り、また、日銀の物価上昇率の目標についても、達成時期が先延ばしされる等、思うような経済動向とはなりませんでした。

また、昨年も集中豪雨等、多くの自然災害に見舞われ、中には、被災により住居を失ったこと等を契機として、債務の返済が行き詰まる方もいらっしゃいました。

こういった自然災害を契機として、生活が厳しくなった方に対する金融面での救済策として、昨年秋より、金融機関全般を対象とする「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の検討が進められておりますが、全国労信連としては、自然災害被災者の救済を第一義に、労働金庫との連携の下、適切に本件ガイドラインへの対応を進めていこうと考えております。

より多くの働く人たちの生活が、少しでも豊かなものとなるよう、引き続き、労働金庫と連携して、金融の側面からの支援に努めて参りたいと考えております。

新しい年が、多くの働く人とその家族にとって、幸多いものとなるよう、取り組んで参る所存ですので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

安心してくらせる地域であるためには、人と人のつながりが重要です。私たちは地域の誰もが気軽に集うことのできる「居場所」づくりにとりくんでいました。現在約780か所の居場所を組合員が運営しています。今年は、高齢者や子どもの貧困・孤立・孤食など多世代交流の活動へと幅を広げてまいります。

東日本大震災から今年で5年が経過します。震災を風化させず、被災された方々のくらしを支える活動を継続します。

医療福祉生協に対する皆さまの一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げるとともに、本年が皆さまにとって実り多き一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

一般社団法人 全国中小企業労働者福祉
サービスセンター
会長 野寺康幸



明けましておめでとうございます。

私たち中小企業労働者福祉サービスセンター事業は、福利厚生面における大企業と中小企業の格差を埋めるという目的で、昭和40年代に労働組合運動の一環として生まれながら、ナショナルセンターである全国中小企業労働者福祉サービスセンターが、中央労福協に参加させていただいたのは平成22年からという、いわば新参者です。そんな全福センターでございますが、好奇心旺盛で行動的と言われる申年の年初に当たり、失礼を顧みず、一つご提案を申し上げます。

思うに、中央労福協に集う我々は、社会的弱者の地位向上に生涯を捧げ、『友愛』の精神を実践した賀川豊彦の実質的申し子であるといつても過言ではないでしょう。今日、それぞれの団体がたゆまぬ努力を積み重ね、概ね、将来にわたり存続できる基盤の確立に成功しています。しかし、私達の事業開始の原点に立ち返ってみると、現状に満足しているわけにはいきません。なぜなら、税制改定、社会福祉改革などの名目の下、労働者の負担が増加し、アベノミクスの恩恵がトゥリクルダウンするまもなく、労働者保護が次々と廃止され、働く者へのしわ寄せが強まってきているからです。一方で、労働組合の組織率は、遺憾ながら未だ増加に転じてはいません。ところで、私たち、中央労福協に集う仲間は、それぞれ、いわゆる未組織労働者に、多くのサービスを提供しています。ただ、残念なことに、私たちはこれまで、相互に各自の事業に対する理解が十分ではなく、したがって、事業を通じた協力関係は必ずしも十分ではありません。そこで、今年は、中央労福協の場を通じて、可能な範囲での事業協力、就中共同事業の展開への可能性を検討してみてはいかがでしょうか。一例をあげると、全福センターでは、賛助会員である全労済様から、私共が普及促進を図つてまいった『あんしん保険』が切れる退職後をも補完する形の『ずっとあんしん共済』のご提案をいただきました。全労済協会様とは自治体慶弔共済を通じて、密接な協力関係にございます。また、労金様とも、大きな会合にはお招きし、お話を伺う関係にあります。さらに、他の団体様との間でも、新たな相互協力の可能性は、あるのではないかと思っております。

そして、このような相互関係を築き上げることは、私たちのネットワークをより充実したものにし、ひいては、働く者により豊かな生活に資するものであり、『友愛』の精神に合致するものであると思うのです。

皆様との意見交換を通じ、本年が、中央労福協に集う仲間全体の新たな一歩を踏み出す年になればと祈念いたします。

全国労働者旅行会連合会

会長 齊藤 正己

新年明けましておめでとうございます。

パリ同時多発テロや米国で繰り返される銃乱射事件、国際的には中国・インド・ロシアなどの新興国台頭による、米国・EU・日本の相対的地域沈下と世界の覇権争い。平和産業である旅行業界にとっては深刻な問題であり、また人口減少と高齢化社会も税金・年金をはじめとした日本経済社会問題だけでなく、海外渡航者数の大幅な減少の要因となっています。



このような中、国家戦略として「観光立国」宣言してから10年以上が経過しましたが、日本の文化・歴史・食・技が世界各国から改めて評価を得、訪日客の増加が続いております。

「東京オリンピック・パラリンピック」開催の2020年に向け、日本の価値創造における戦略的な観光振興対策の推進の真価が問われ、私たち旅行業界の責任も増しています。

全国労働者旅行会連合会は、全国3ブロック（東部・中部・南部）に別け、連携・情報の共有化を図り、地域に沿った共同商品造成を行っています。

まだまだ改善の余地はありますが、今年も更なるブロック活動の強化を推し進めてまいります。

また、東北復興支援ボランティア活動も5年目に入り、活動内容こそ変化はありますが引き続き実施をし、今後も中長期的に内容を検討し対応してまいります。

労働者福祉事業団体を応援してくださる各地の連合・労福協・労働組合との連携を更に強化し、マーケットの深耕と新規マーケットの開拓を図ってまいります。

我々全国労働者旅行会連合会は地域に根差した活動と大手旅行会社にはない“きめの細かいサービス”をモットーに、労働者福祉事業団体の一員として、旅行業のプロとして、「よりよい条件でよりよい旅行を…」コーディネイトし、今後も各地区の会員の皆様に提供し、事業・運動を推進してまいります。

本年もより一層のご支援・ご利用を賜りますよう心よりお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



2015 生活底上げ福祉強化キャンペーン



●「奨学金問題」講演会開催

12月9日、16時20分より
ライズヴィル都賀山において

「奨学金問題の現状と課題」と題して講演会を開催しました。講師は大阪弁護士会所属の山田 治彦 先生（写真右下）で、奨学金制度の抜本的改正が必要な理由をスライドを使って説明いただきました。講演会参加者は労働福祉事業団体の役員、推進役員、地区労福協三役の92名で、生活困窮者問題とつながる問題として熱心に聞き入っていました。



●7地区で街頭活動

11月24日から12月9日にかけて地区労福協の協力のもと、県下7か所で街頭活動を行い、奨学金制度の見直しを訴えました。

いずれも場所はJRの駅前で、通勤通学途上の方々にちらしとティッシュを配り訴えたのですが、寒い時期なので、ポケットに手を入れている方、また急がれている方も多く、手ごたえはあまり感じられませんでしたが、労福協のこと、奨学金問題のことをアピールすることができました。



●2015年度セミナー

栃木県労福協は、11月12日、連合栃木総研と共に開催により、70名余の参加のもと開催した。

今回は、中央労福協が主体となって全国的に署名活動等の展開をしている「奨学金」における問題点や課題を中心に貧困問題も含め、現状に対する共通認識と今後の取り組みについて、どう対応していくべきかを考える上での一助とするべく開催することになった。

労働者福祉中央協議会山本副会長から「子どもの貧困と奨学金問題について考える」副題に「持続可能な社会のために 世代を超えて若者支援・奨学金問題改善に取り組もう～労働運動の社会的役割を發揮しよう～」と題して、講演会を開催しました。

はじめに、①子ども貧困状況②若者の貧困問題を放置できないのか③社会問題としての「奨学金」などについて提起がなされた。最後に、若者を追い込む雇用劣化と『奨学金』問題に改善に向けて、①若者の貧困・奨学金問題は個人の問題ではなく社会問題②世代間の利害対立と自己責任論を超えて、社会全体で若者支援に取り組む③地道に確実に、奨学金制度の具体的改善を実現するため、連合・福祉事業団体で連携して、知ろう！語ろう！行動しよう！を合い言葉に運動を進めていただきたいとの提起があり、会場全体で確認し講演会を終了した。



東部労福協第50回定期総会を開催

労福協東部ブロックは12月10日に山梨県甲府市の「ホテル談露館」で定期総会を開催、2016年度活動方針などを決定した。新潟、長野、山梨、静岡を含む関東11都県の労福協役職員、来賓等53名が参加した。

総会は吉岡副会長の挨拶の後、山梨労福協の神宮寺副会長が選任された。続いて黒河会長挨拶、来賓挨拶へと続き議事へ入った。中央労福協からは花井新事務局長が来賓挨拶を務め、総会への祝辞と「奨学金」問題解決に向けて想いを語った。

議事は2015年活動報告、会計・会計監査報告及び2016年度活動方針、予算すべてが承認、続いてスローガンも採択された。東部ブロックのスローガンは中央労福協に準じているが、サブスローガンでは「労働者福祉運動の担い手を育成しよう！」というテーマを掲げ若手の育成に想いを

よせている。

総会終了後は中央労福協前事務局長の大塚敏夫氏が登壇し、「これから労福協運動への期待」と題して記念講演を行った。

翌日は役職員研修会を実施、ワイン工場や富士山ミュージアム、リニア見学センターなどを視察した。



司法修習生への給費の実現と充実した 司法修習に関する院内意見交換会

11月17日、衆院第一議員会館で与党の政策責任者と各会派の国会議員が出席し「司法修習生への給費の実現と充実した司法修習に関する院内意見交換会」が開催された。

主催は日弁連、共催は「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」(菅井義夫事務局長)、ビギナーズ・ネットほか。会場には100名を超える国会議員(代理含む)を含む約350名が集まり司法修習生への経済的支援の速やかな実施を訴えた。

司法試験の合格者は、裁判官・検事・弁護士の職に就く前に司法修習を義務づけられているが、修習期間中は専念義務を課されアルバイトなどは原則禁止され、収入は補償されていない。修習生への給費が打ち切られて以降、修習中の費用等を必要とする場合は国から借りる貸与制へ移行し、修習辞退や法曹志願者の減少が止まらない。こうした中、政府の法曹養成制度改革推進会議は本年6月、「司法修習生に対する経済的支援のあり方を検討するものとする」ことを盛り込んだ「法曹養成制度改革のさらなる推進について」の取りまとめを行った。

この問題への国会議員の理解も広がってきており、応援メッセージは衆・参両院議員の過半数に達しつつあり、特に衆院からは11月末日現在で議員総数の半数を超える243議員から賛同メッセージが寄せられている。

発言に立った自民党の丸山和也法務部会長は「当初は給費制継続には反対だったが現在は違う。福祉と司法が強くないと国民の幸福は無い。強い国家と集団で国民が幸せかというとそうではない。個人の権利のために強い司法が必要」と発言。公明党の國重徹法務部会長も、一緒に頑張りたいと挨拶した。また、首長出身の民主党の逢坂誠二議員は町長在任時を振り返り、町内の成績優秀者に大学進学の奨学金を出す事業を始めたが、仕送りを家庭が出せない問題に直面したと述べ、奨学金や学費など、格差と教育の問題も重要だと指摘した。

意見交換会の締めくくりに、日弁連緊急対策本部代行の新里宏二弁護士は、裁判所法の改正は待たなしであり、年明けの通常国会で実現しましょう!と力強い檄を飛ばした。



コラム

非営利の意味を問い直す(前回の続き②)

農協法制定の翌昭和二十三年七月に作られた生協法にも、第九条に「営利を目的としてその事業を行つてはならない」と農協法と全く同じ文章の条文が置かれた。ところが、不思議なことに英文官報では農協法での not the paying of dividends on invested capital が not profit making に変えられているのだ。なぜ英文だけが変えられたのであるうか。

日本の協同組合法は明治三十二年の産業組合法が嚆矢である。ドイツの協同組合法を参考にした産業組合法では、制限付きながら出資配当を認めており(模範定款では、当時の金利の三分の一程度の5%が上限)、その流れを受け継いだ戦後の農協法にも生協法にも制限付きで出資配当を認めていたのである。そのため、出資配当を明快に禁止していると読める農協法の英文だけを変更せざるを得なかつたのではなかろうか。こうして、生協法の英文を not profit making とし、それをもともと日本語でも意味が曖昧な「非営利」という言葉に訳してしまったことによって、一層混乱が深まつたのである。利益を出してはいけない non profit だ、いや違う、利益を出しことが目的ではない not for profit だ、などの議論や前回指摘した農協組合長さんの誤解を生んでいるのではないだろうか。そして、「営利を目的としない」とは、一般的にはせいぜい貪欲な金儲けをいさめる倫理規定的な受け止め方になつてしまつたと思われる。つまり、営利を目的としない=非営利を今日的に理解すると、生み出した利益のうち、税や積立て金など必要なものを除いた「剰余金について」は組合員の利用高に応じた配分を第一義とし、出資金に対する配当は後回しにする」ということにならうか。

利益を出してはいけないと誤解されないように、といった理由で農協法から非営利原則を削除したのは、木を見て森を見ない浅薄な発想ゆえであり、協同組合の思想の根幹を搖るがす内容だったといわなければならぬ。

協同組合の根幹にある考え方を時の権力が骨抜きに出来るのは、協同組合が行政の「認可」を得なければ設立できないところにその原因がある。日本の協同組合設立の認可主義とドイツの準則(届出)主義、その違いを次回以降さらに考えてみることにする。

(高橋均)